知 旅 添 訪 多民族社会の横顔を読む

英国の植民地統治とマレー王権

現在のマレー人優遇の起源

坪井祐司(立教大学等非常勤講師)

マレーシアにおける現在の国王制度は非常に特徴的である。マレーシアは13の州からなる連邦制の国家であるが、そのうち9つの州に王がいる。そして、国王はこの9つの王家による任期付きの輪番制であり、5年ごとに交代する。現在の国王は第13代目であり、トレンガヌ州のスルタン(州王)である。では、どうして王のいる州といない州があるのだろうか。

これは、マレーシアという国家の成り立ちに起因する。マレーシアは、英国の植民地であったマレー半島(マラヤ)、ボルネオが独立して形成された国家であるが、これらはもともと一つの植民地ではなかった。マレー半島において、英国は1820年代までにペナン、シンガポール、マラッカという3つの港を直轄植民地として領有した。その後9つのマレー王権を植民地化したが、これはマレー人の王に英国人行政官を送り込む形で行われた「間接統治」であり、王権自体は維持された。独立にあたり、植民地化の経緯や形態を異にする州が連邦を形成したため(ボルネオのサバ、サラワクもそれぞれ別の政体であった)、王権を持つ州と持たない州がみられるのである。

イギリスによる王権の保護領化の端緒となったのが1874年に結ばれたパンコール条約である。これは西海岸のペラ州のスルタンと英国が結んだ条約であった。これにより英国人の行政官が王のもとに駐在し、「助言」を与えることなどが定められた。助言とはいえ実質的には拒否できない命令であり、これにより英国は行政権を掌握することになった。これが保護領の実態である。英国は同様の条約を他のマレー王権と結ぶことでマレー半島の植民地化を進めた。

一方で、マレー人の王からみるとどうなるだろうか。 王権は実質的な統治権を譲渡したが、形式的には主権 者であり続けた。英国はこれらの地域を「マレー諸州 (Malay States)」と呼び、行政面でマレー人に対する 優遇政策をとった。植民地行政制度のなかではマレー人が優先的に官僚として登用された。その中には王族も少なくなく、独立後の初代首相アブドゥル・ラーマンもその一人である。そして、このマレー人の優位は独立後へと受け継がれた。また、条約のなかでは、宗教 (イスラム教) とマレー人の慣習に関しては王の専権事項とされた。現在の行政制度においてイスラム教に関する事項では州政府の権限が強くなっているのはこの影響である。

もともとこの地域の王権とは港に基盤を置く商業的な権力であり、軍隊などの強力な支配機構を持っていたわけではなかった。王権内部でも王は圧倒的な力を持っていたわけではなく、その地位は常に不安定であった。王権は英国の統治を利用して逆に影響力を強めたという見方もできるのである。

もちろん、英国によるマレー人の優遇は現地側に協力者を作る英国の狡猾(こうかつ)な植民地支配の戦略と見ることは可能である。一方で、マレー王権の側からみれば、植民地統治がもたらした行政制度へ形を変えながら入り込んだともいえる。植民地統治期は、被支配地域の視点からみれば、各個人や集団が時代の変化に対応して近代を自分のものとしようとする過程であるといえよう。

<筆者紹介>

1974 年東京都生まれ。東京大学大学院人文社会系研究科修了。博士(文学)。現在は立教大学等非常勤講師。専門はマレーシア近代史(英国領マラヤ)。19世紀末~20世紀前半のスランゴール州の植民地行政を通じて、マレー人という集団の形成過程を研究している。